

シ・1・0（有効期間：令和7年12月末）

（保存期間：令和4年12月末）

一般（備二）第118号

令和4年5月17日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進について（通達）

東日本大震災（以下「震災」という。）以降、本県警察では、震災及びその後の災害から得られた数々の教訓を踏まえて災害対策の見直しに取り組んできたが、引き続き、激甚化・頻発化している豪雨、大規模地震のほか、火山噴火をはじめとする多様な災害に備える必要があることから、いかなる大規模災害にも的確に対処できるよう、別添で示す当面の課題及び持続的推進事項について点検及び構築を持続的に推進されたい。

また、本通達により示した取組に係る検討・実施状況については、各主管課宛てに随時報告されたい。

（担当）災害対策係 係長 

当面の課題

第 1 警備体制の整備

【災害対処体制等】

- 災害対処体制の不断の見直し（警備部、各警察署）
 - ・ 最新の国家公安委員会・警察庁防災業務計画及び管轄区域の実態を踏まえた災害警備計画等の活動要領を策定するとともに、警察署の災害対応訓練や警察本部による検証を通じ、不断の見直しと改善を図る。
- 指揮支援班の体制の整備等（警備部、各警察署）
 - ・ 特別派遣部隊の受入れと現地における指揮を的確に行う指揮支援班を早期に現地派遣し、現地指揮所を設置するための体制を整備する。また、南海トラフ地震や首都直下地震を始め、管轄区域内で発生し得るあらゆる大規模自然災害を想定した上、特別派遣部隊の集結地、宿营地等として適当な場所をあらかじめ選定し、現地指揮所の設置訓練、指揮支援班の派遣訓練等を実施する。
 - ・ 被災地警察署を支援するため、警察本部から応援要員を派遣するなどの運用について検討する。
- 業務継続計画の見直し等（警務部、警備部、情報通信部、各警察署）
 - ・ 災害時における警察機能を維持するため、参集人員への連絡手段の確保、参集人員の特定、業務の優先順位に応じた参集人員確保の実効性、「業務継続計画」における非常時優先業務の特定状況について、定期的な訓練を通じて問題点の抽出と改善を図る。
 - ・ 警察本部及び警察署の代替施設を複数設けるなど、代替施設の整備・多重化を行うとともに、移転時に代替施設が円滑に機能するよう、幹部や職員が移動する経路や手段をあらかじめ明確にし、被災状況の把握や迅速・的確な指揮命令、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を確保する。
 - ・ 現在の備蓄状況を網羅的に把握した上で、インフラ・ライフライン途絶時において警察活動を継続するために備蓄すべき物資の内訳、備蓄の適正量、安全な保管場所、搬送手段等について検討し、必要な予算を計画的に確保する。
 - ・ 災害時に資機材・燃料、人材等を迅速に確保するため、関係事業者・団体等との合同訓練を実施するとともに、協定締結等を含めた協力関係の構築を促進し、業務継続計画の実効性を高める。
- 警察施設の耐災害性向上（警務部、警備部）
 - ・ 地震、津波、大雨による被災に備え、警察施設における装備資機材等の保管場所の点検・見直しを行うほか、施設の建て替えや耐震改修を行うなど、警察施設の耐災害性向上のための取組を進める。
 - ・ 警察施設内への浸水等を想定し、上層階への非常用電源装置の設置を進

めるほか、発動発電機を整備するなど、停電時における災害対応の拠点としての機能を維持するための整備を行う。

【情報の収集・集約】

○ 情報の集約・整理・記録・報告（警備部、各警察署）

- ・ 災害警備本部の体制編成に当たっては、110番通報、現場警察官等による被災状況についての情報や警察措置の内容を集約・整理するための専従の要員を確保するとともに、時間の経過に伴い記録が散逸することのないよう必要な措置をとる。また、警察庁への報告連絡に専従する要員を確保し、平素から具体的要領等について継続的に教養を実施する。
- ・ 災害発生時の被害規模に関する情報を早期に把握する体制を整備する。

○ 警察部内における連携（生活安全部、刑事部、警備部、各警察署）

- ・ 「死者」、「調査中死体」、「心肺停止者」、「行方不明者」、「安否不明者」等の災害関係用語の定義や人的被害関連情報の重要性について、幹部を含む災害対応担当職員に確実に周知徹底する。
- ・ 部門間の縦割りにより情報の整理・集約に誤りが生じることのないよう情報共有及び連携強化を図る。

○ 被害状況に関する情報を広く収集するための体制の整備（警務部、交通部、警備部、各警察署）

- ・ 緊急参集要員ではない勤務時間外の警察官等についても、可能な限り被害状況に関する情報を災害警備本部に報告するよう教養を実施するとともに、その報告を受ける体制を整備する。
- ・ 警察庁が運用する「災害情報投稿サイト」等において、一般人から大規模災害への対応に資する写真、動画等の投稿を幅広く収集できるよう、平素から広報に努めるとともに、発災時における効果的な周知を図る。
- ・ 警察用航空機が飛行できない荒天時や人が立ち入ることのできない危険箇所等において、小型無人機等の装備資機材を活用して被害状況等を早期に把握するため、オペレーターの養成を推進するなどして体制を整備する。
- ・ 被害が集中すると考えられる地域に展開して、より詳細な被害情報の収集に当たる本部直轄の情報収集班を編成するとともに、現場からの報告要領等について訓練を実施する。
- ・ オフロード二輪車を活用した情報収集活動を行う要員に係る体制確立を推進する。

○ 関係機関・団体との連携強化（警備部、各警察署）

- ・ 人的被害情報を迅速かつ確実に県に連絡するための体制を確立するとともに、県による災害死認定等に至るまで継続的に情報共有を実施する。
- ・ 人的被害情報に加え、被災地で入手した人的・物的被害に関する情報や住民の要望のうち、他の関係機関・団体の災害対処に資すると認められるものについては、各住民のプライバシーの保護にも配慮しつつ、警察活動

に支障を生じない範囲内において、県知事部局を通じるなどして、関係市町村や関係機関・団体との共有を図る。

- ・ 災害時の情報集約を迅速化するためのシステム構築を推進し、システム上で県との情報共有が図れるように努める。

【通信指令】

○ 本部通信指令室及び警察署通信室における体制の確保（生活安全部）

- ・ 災害発生時には、110番通報や無線通話が急増し、通信指令に係る業務（災害警備本部への報告・連絡を含む。）が一定期間著しく増加することが見込まれるため、部門にかかわらず、能力や経験を有する者をあらかじめ支援要員として指定して定期的に訓練を行うなど、緊急時における体制を確保する。

【警察用航空機等の運用】

○ 航空隊における体制の確保（警務部、警備部）

- ・ 他の都道府県警察からの警察用航空機の派遣要請に対し、迅速かつ確実に対応できるよう、必要な措置を講ずる。
- ・ 応援派遣された警察用航空機の受入れに伴い、警察用航空機の運航に関する指揮、関係機関との運用調整、駐機場所の確保等の業務が大幅に増加することを踏まえ、航空隊においてこれらの業務を円滑に遂行するための措置を平素から推進する。
- ・ F O C S（航空機運用総合調整システム）が、令和4年度から本格運用が始まることを踏まえ、普段から、運航責任者による運航状況の把握、気象情報の入手、飛行計画の入力等に活用する等、大規模災害時に円滑に運用するために同システムへの習熟を図る。

※ F O C S：内閣官房事態室及び関係省庁（防衛省、国土交通省、海上保安庁、消防庁、警察庁）が導入した、大規模災害時に航空機位置情報等の情報を共有して効率的かつ安全な航空機運用を実現するためのシステム

○ 厳しい環境下における警察用航空機運航能力の強化（警務部、警備部）

- ・ 夜間飛行訓練、広域航法訓練、計器飛行訓練等を推進するとともに、N V I S（ナイト・ビジョン・イメージング・システム）、夜間撮影用資機材（ヘリテレ赤外線カメラ、ヘリテレ用超高感度ハンディカメラ）、救難救助用連絡資機材等の装備資機材の運用能力向上のための訓練を推進する。
- ・ 緊急事態に的確に対処するため、シミュレーターや実機を用いた緊急操作訓練及び対処能力向上のための訓練を推進する。

○ 広域運用時の指揮調整能力の強化等（警務部、警備部）

- ・ 警察用航空機に係る航空リエゾン要員となり得る職員に対し、災害時のヘリ運用について必要な知識及び多数機運用要領に関する教養を平素より実施する。

- ・ 関係自治体等が実施する訓練に参画するなどし、警察用航空機の運用等に係る指揮調整能力の向上及び関係機関との連携強化を図る。
- ・ 災害発生時の航空機用救助活動拠点候補地等をあらかじめ把握し、緊急時において安全かつ円滑に使用することができるよう、平素から自治体、施設管理者等と連携を図る。
- **災害警備部隊との緊密な連携による救助体制等の確保（警務部、警備部）**
 - ・ 警察航空隊と広域緊急援助隊（警備部隊）や災害警備部隊との連携を一層強化するため、ホイスト救助訓練、ラペリング訓練、部隊輸送訓練、航空機誘導訓練、情報収集用自動二輪車の搬送訓練等の実戦的訓練を実施する。
 - ・ 災害等に伴う広域派遣を念頭に置き、都道府県警察の枠を越えた合同訓練を推進する。
- **ヘリコプターテレビシステムの効果的活用（警務部、警備部、情報通信部）**
 - ・ ヘリコプターテレビシステム運用時の撮影・状況説明の能力向上を図るため、具体的かつ実戦的な訓練を推進する。
 - ・ 要救助事案への対応状況のみならず、上空から確認された特異な被害（広範囲にわたる住家損壊、送電線や鉄塔の損壊・倒壊等）に関する情報についても迅速かつ確実に集約・報告するための体制を整える。

【救出救助】

- **大規模災害を想定した救出救助訓練の実施（警備部、各警察署）**
 - ・ 大規模災害を想定した訓練を通じ、広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊の救出救助能力の向上を図るとともに、救出救助要員及びその指導者の育成を継続する。
 - ・ 若手警察官等に対する災害発生時における基本的な活動要領に関する教養を実施する。
- **救出救助に係る装備資機材等の整備（警務部、警備部、各警察署）**
 - ・ 大規模災害発生時の部隊活動に必要な装備資機材の充実・強化を図る。
 - ・ 機動隊、警察署等における装備資機材の整備及び管理状況について確認し、必要な装備資機材を計画的に整備する。
- **捜索に関する関係機関との連携（警備部）**
 - ・ 自衛隊、消防、海上保安庁等の関係機関と合同で捜索活動を行うことを想定し、合同調整所における役割分担の確認等も含めた訓練を実施する。

【広報】

- **人的被害に関する広報（警務部、警備部）**
 - ・ 災害時の人的被害（死者及び行方不明者）に関する広報は、原則として県が行うこととなることから、警察において調整なく独自に広報等を行うことのないよう、災害警備本部において確実に各警察署に周知する。また、災害発生時に確実に情報共有がなされるよう、平素から県との緊密な関係

構築に努める。

○ **県との連携（警務部、警備部）**

- ・ 人的被害（死者及び行方不明者）の広報については県が広報を行うべきことであることに留意しつつ、そのための体制の確立について平素から働き掛けを行う。また、災害発生時に人的被害に関する情報が県から確実に情報共有されるよう、平素から緊密な関係構築に努める。

○ **災害警備活動の積極的かつ効果的な広報の実施（警務部、警備部、情報通信部）**

- ・ 国民に安心感を付与するとともに、警察活動に対する国民の理解と協力を得るため、専従で広報を行う現場広報班を編成した上、現場の状況に応じて画像・映像の撮影を含めた積極的な取材を促すなど、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に実施する。

【警察官の安全確保】

○ **避難誘導等に従事する警察官の安全確保（警備部、各警察署）**

- ・ 津波や風水害からの避難誘導、土砂崩れ現場での救助活動等に従事する警察官に対し、身を守るための教養を実施するとともに、安全確保に必要な装備資機材の更なる整備を図る。

○ **出勤・帰宅時の事故防止（警備部、各警察署）**

- ・ 台風のように発生時期の予測が可能な災害の場合は、出勤・帰宅の時間を調整して移動中の事故の防止に努めるよう教養を実施する。

第2 情報通信の確保

【情報通信システムの整備・維持管理】

○ **警察情報通信基盤の整備・更新（情報通信部）**

- ・ 警察活動に不可欠な警察通信の途絶を防止するため、経年劣化等の観点から無線中継所の建て替え等を行う。
- ・ 災害時における警察通信設備・機器の耐災害性を強化するため、警察移動無線通信システム、警察電話用交換装置、ヘリコプターテレビシステム、衛星通信システム等の更新を実施する。

○ **障害等への対応能力の強化（警務部、情報通信部）**

- ・ 臨時中継所の設置・運用や警察用航空機等に搭載された無線機による不感地帯対策に係る教養・訓練を関係所属と合同で実施する。
- ・ 定期的な訓練を通じて得られた改善点を踏まえるなどし、情報システムに係る業務継続計画の見直しを図る。
- ・ 警察通信施設の機能を維持するため、災害通信対策要領の充実を図るとともに、機能維持に向けた実戦的訓練の実施及び耐災害性の強化に資する整備を推進する。

【現場映像の伝送】

○ **機動警察通信隊の映像伝送活動の強化（情報通信部）**

- ・ 現場状況の把握に資する機動警察通信隊の映像伝送活動を強化するため、隊員に対する訓練、必要な資機材の整備等を推進する。

第3 交通の確保

【緊急交通路の確保】

○ 交通規制計画等に基づく各種訓練の実施（交通部）

- ・ 災害発生時における交通対策に万全を期すため、隣接都府県警察等と連携した交通規制訓練等の広域的な交通対策訓練を実施する。

【信号機の滅灯対策】

○ 信号機電源付加装置の整備等（交通部）

- ・ 主要幹線道路等に設置されている重要な信号機について、信号機電源付加装置の整備を推進する。
- ・ 計画停電も含め、信号機電源付加装置が整備されていない信号機の滅灯対策として、必要に応じて、可搬式発動発電機等の搬送可能電源を整備するとともに、操作方法等の訓練を行う。
- ・ 津波や豪雨による浸水が想定される地域に整備する信号機の制御機を高所に設置するなど、設置箇所において想定される災害を考慮し、機能停止を防止するための対策を推進する。

【先行的交通規制の実施】

○ 道路交通法に基づく通行禁止規制の実施（交通部、各警察署）

- ・ 河川の氾濫による冠水等が想定される場合においては、人命を守る観点から時期を失することなく、道路交通法に基づく通行禁止規制を自らの判断において直ちに実施するとともに、道路管理者はもとより、関係自治体とも連携し、交通規制や迂回路等に関する情報発信を確実に行うことができるよう、当該場合に備えた連絡・連携態勢を確保する。

第4 部隊の派遣

【部隊の迅速な派遣】

○ 迅速に派遣の要請を行うための体制の確保（警備部）

- ・ 発災時、速やかに航空機を含めた部隊の派遣の要請を行うことができるよう、専決の規定を整備するとともに、平素より手続の確認を行うなど、所要の取組を行う。

○ 部隊の前進待機への対応（警備部）

- ・ 管轄区域外において災害による被害が事前に想定される場合にも、航空機を含めた部隊の迅速な派遣のため前進待機が求められ得ることを踏まえ、必要な体制を整える。

【派遣元都道府県の治安の維持】

○ 派遣元都道府県の治安を維持するための体制の確保（警備部、各警察署）

- ・ 中長期にわたる部隊派遣を見据えて予備部隊を編成するなど一般治安の確保に万全を期する。

○ **第二機動隊等の救出救助能力の向上（警備部、各警察署）**

- ・ 機動隊や管区機動隊を他の都道府県警察に派遣している間に突発的な警備事象が発生した場合に備え、技能指導官、特別救助班員を指導者として活用するとともに、警察署に指導者を指定・配置する制度を創設するなど、第二機動隊員や警察署員等に対して基礎的な救出救助技能を広く指導する。

第5 災害に応じた対策

【災害共通対策】

○ **警察署管内における危険箇所に関する実態把握等（警備部、各警察署）**

- ・ 避難誘導の観点を踏まえ、関係自治体等における防災マップ等の見直し協議に積極的に参画し、警察事務と調和の取れた内容となるよう調整を図る。
- ・ 関係自治体と連携し、危険箇所、浸水や倒壊のおそれのある建物、避難場所、避難経路、避難行動要支援者等に関する実態把握を推進するとともに、その結果を警察本部で集約・管理する。

【火山災害対策】

○ **降灰対策の検討（警務部、警備部、各警察署）**

- ・ 近隣の火山の噴火によって管轄区域内での降灰が想定される場合には、噴火シナリオや火山ハザードマップを把握した上、降灰の具体的影響と対策について検討する。
- ・ 降灰により警察車両を使用することができなくなる事態も想定し、火山灰の除去による道路復旧等が速やかに行われるようにするため、道路管理者等の関係機関の体制、連絡要領・手続等を把握するとともに、火山灰の除去に活用可能な資機材や防じん機能を有する車両の整備に努める。

【風水害対策】

○ **河川の氾濫リスクや避難状況についての情報の入手等（警備部、各警察署）**

- ・ 管轄区域内の主要河川の氾濫リスクをリアルタイムで把握することができるようになるため、関係機関や自治体との協力体制を構築する。
- ・ 広範囲にわたる浸水により多数の住民が避難することとなる場合も想定し、避難所の開設状況、避難所ごとの避難者等を速やかに把握することができるようになるため、自治体との協力体制を構築する。

【雪害対策】

○ **情報収集体制の整備等（警務部、交通部、警備部、情報通信部、各警察署）**

- ・ 大雪等による孤立事案や多数車両の立ち往生事案の発生時に被害状況を早期に把握できるよう、雪害時の情報収集に必要なスノーモービル、小型無人機等装備資機材の整備を進めるとともに、これらの装備資機材を保有する民間企業等との協定締結を含めた協力関係の構築を促進する。
- ・ 車両運転者等に対する除雪の進捗状況に関する情報提供、一酸化炭素中

毒の危険性に関する適切な注意喚起等を円滑に実施できるよう、関係職員における認識の共有及び関係機関との連携強化を図る。

【原子力災害対策】

- 緊急防護措置計画範囲を踏まえた原子力災害対応能力の強化（警備部）
 - ・ 関係自治体の地域防災計画及び広域避難計画（緊急時対応計画）を踏まえ、原子力災害警備計画の見直しを図る。
- 放射線防護対策の持続的推進（警備部）
 - ・ 放射線に関する基礎知識・対応要領等に関する教養や、関係資機材の習熟訓練を継続的に実施するとともに、モニタリングに専従する要員を確保し、当該要員の任務分担を原子力災害警備計画に明示する。

【帰宅困難者対策】

- 自治体及び事業者との連携（警備部、各警察署）
 - ・ 自治体による帰宅困難者対策を一層促し、災害発生時の混乱防止に向けた環境整備に努める。

※ （ ）内は、警察本部主管部門等を示す。

持続的推進事項

第 1 警備体制の整備

【災害対処体制等】

- 災害警備本部の編成（警備部、各警察署）
 - ・ 直近の大規模災害における被災地警察の体制とその結果に関心を払いつつ、任務と分量に応じた災害警備本部の要員を確保し、大規模災害発生時にも機能する実効ある体制を編成する。
- 職員及び家族の安否確認（警務部、警備部、各警察署）
 - ・ セキュリティ対策等にも配意し、システム整備に万全を期する。
- 執務時間外における職員の参集等（警務部、警備部、各警察署）
 - ・ 執務時間外における情報伝達、職員の参集、幹部の搬送、任務の付与等について、厳しい被害想定の下、具体的要領を策定して反復継続的に訓練を実施する。
- 備蓄物資の拡充（警務部、警備部、各警察署）
 - ・ 中長期的なライフラインの途絶を想定し、食糧・燃料等の調達先となり得る関係機関や民間事業者とあらかじめ取決めを行うなど、物資の調達先を確保するための取組を進める。
- 積雪寒冷地における施設の整備（警務部）
 - ・ 地域の実情に応じて、積雪荷重に耐え得る警察施設等の整備等に努める。

【通信指令】

- 通信指令システムの機能の確保（生活安全部）
 - ・ 通信指令施設の耐震強度等を把握した上で、施設の耐震性の向上、非常用電源の円滑な運用等に資する必要な取組を推進する。
 - ・ 通信指令施設や電気通信事業者設備の被災時に、代替施設等への110番通報回線のう回接続を迅速に実施するため、通信指令課、情報通信部及び電気通信事業者との間の連携強化に向けた取組を推進するとともに、う回措置要領を平素から確認・見直しを行う。
- 災害発生時の対応マニュアルの整備（警備部、各警察署）
 - ・ 避難誘導等に従事する現場警察官の安全を確保する観点からも、災害関連情報や活動方針を無線により迅速かつ的確に共有するため、災害発生時の対応マニュアルを整備する。

【警察用航空機の運用】

- 広域運用マニュアルの整備（警務部、警備部）
 - ・ 航空機の応援派遣が安全かつ円滑に行われるようにするため、航空隊基地の離着陸要領の整備、夜間照明及び航空燃料の確保等について検討し、実効ある広域運用マニュアルの整備を行う。
- 警察用航空機等の整備（警務部、警備部）

- ・ 警察用航空機、警察用船舶及び警察用車両の更新・整備を推進する。
- ・ 大規模災害発生時における警察航空隊と災害警備部隊等との連絡方法、具体的な対応要領等を検討する。
- ・ 隊員の練度等を踏まえ、ホイスト救助活動に優先的に従事する者をあらかじめ指定する。

【情報の収集、集約】

- **被害情報の収集に関する部外との協力関係の構築（警備部、各警察署）**
 - ・ いわゆる災害モニター制度を創設し、警察署協議会委員を始めとする警察活動に理解のある住民や、管轄区域を含む広域なエリアで活動する事業者にあらかじめ協力依頼を行うなど、大規模災害の発生時に被害状況に関する情報を部外から広く入手することができる関係を構築する。この際、災害対処に資する有益な情報提供を受けることができるようにするため、どのような情報が必要となるか具体的かつ分かりやすく教示するなどの丁寧な対応に努める。
- **通信指令部門と災害警備本部の情報共有（生活安全部、警備部、情報通信部）**
 - ・ 緊急通報受理画面、地理情報システム等を災害警備本部に整備するなど、災害警備本部においても緊急通報による情報を集約する体制を構築する。

【被留置者への対応】

- **非常計画の策定・訓練の実施（警務部、各警察署）**
 - ・ 被害が広範囲にわたる場合も想定し、被留置者の避難・移送場所、休日・夜間の護送体制等を検討し、非常計画を定めるとともに、同計画に基づく訓練を行う。
- **被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備（警務部、各警察署）**
 - ・ ライフラインの途絶を想定し、被留置者の食糧・飲料水、簡易トイレ、場内照明、通信機材、被留置者の避難に使用可能な車両等、被留置者の適切な処遇を確保するために必要な装備資機材等の整備を図る。
- **検察庁等との連携（警務部、各警察署）**
 - ・ 災害時の被留置者の移送等に関し、通信途絶時の対応や刑事施設（拘置所等）への移送等の手続について、検察庁等と事前に協議して対応要領について整理するなど、平素から連携を図る。

【感染症対策】

- **災害警備本部等における感染防止対策の推進（警務部、警備部、各警察署）**
 - ・ 災害警備本部等の設置に備え、災害の規模に応じた最低限必要な従事者及び代替人員をあらかじめ定めておくとともに、透明アクリル板・ビニールシート、消毒薬、マスク等の感染防止資機材の整備・備蓄を推進する。
 - ・ 災害警備対策本部等を設置する際は、従事者の健康管理を徹底するとともに、必要に応じて、透明アクリル板・ビニールシート等の設置、手洗い

- ・手指消毒、マスクの着用等を行う。
- 部隊における感染防止対策の推進（警務部、警備部、各警察署）
 - ・ 部隊活動の際は、活動エリアを細分化するなどして部隊間の接触を回避するとともに、感染防止に配慮した宿営地の選定、消毒等の徹底、感染防護資機材の適切な使用に配慮する。

第2 情報通信の確保

【情報通信システムの整備・維持管理】

- 通信機器等の搬送に係る態勢の確保（情報通信部）
 - ・ 通信機器等の搬送手段を確保するため、情報通信部が保有する車両について、緊急自動車としての指定状況の確認・見直しを行うとともに、優先搬送に係る関係機関との協定について、締結状況等の確認・見直しを行う。
 - ・ 交通網の途絶も想定し、警察用航空機、警察用船舶等による搬送について県警察との更なる連携強化を図る。
 - ・ 安全性、搬送の効率性等を踏まえ、応急用資機材の保管場所等として適当な場所を確保することができるよう、平素から関係機関・事業者との間で情報交換・連携を図る。
- 警察通信施設の機能の維持（情報通信部）
 - ・ 無線中継所等の機能維持に資する検討・整備を推進する。
 - ・ 電源喪失等を想定した代替方策の検討、実動訓練等を行う。
 - ・ 無線中継所への上山道を確保するため、検討、実査、情報収集等を行う。
- 電力復旧や燃料の安定供給のための関係事業者との連携（警務部、警備部、情報通信部）
 - ・ 電力線の復旧及び燃料の提供が優先的に行われるよう、関係事業者と契約締結等を進めるとともに、平素から情報交換・連携を図る。

【通信手段の確保】

- 衛星携帯電話の活用（情報通信部、各警察署）
 - ・ 電気通信事業者や警察の地上系通信が全て途絶することを想定し、衛星携帯電話を用いた訓練を実施する。

第3 交通の確保

【緊急交通路の確保】

- 具体的な被害想定に基づく交通規制計画の見直し（交通部）
 - ・ 具体的な被害を想定し、自治体の地域防災計画等や隣接県警察の交通規制計画とも整合性のある交通規制計画を整備する。
- 交通規制計画の広報（交通部）
 - ・ 災害発生時の交通規制について、平素からウェブサイトに掲載するなど積極的な広報を行う。

【緊急通行車両確認標章の交付】

- 公的機関に対する事前届出制度の周知（交通部、各警察署）

- ・ 災害発生時に災害応急対策を実施する公的機関に対して、事前届出制度を周知することにより、事前届出制度の活用を促進する。
- **公的機関と民間事業者等による輸送協定の締結の促進（交通部、各警察署）**
 - ・ 公的機関との契約等により民間事業者等の車両も緊急通行車両確認標章の交付対象となることから、公的機関と民間事業者等による輸送協定の締結を促し、事前届出制度の活用を促進する。
- **緊急通行車両の確認事務の教養（交通部、各警察署）**
 - ・ 人員が手薄になる夜間・休日を含めて、緊急通行車両の確認事務を適切に行うことができるよう、繰り返し教養を行う。
- **警察本部・警察署における標章・証明書の備蓄（交通部、各警察署）**
 - ・ 大規模災害発生時において、標章・証明書を円滑に交付するため、警察本部と警察署のいずれにおいても十分な標章・証明書を備蓄する。

第4 検視、身元確認等

【遺体の取扱い】

- **自治体との連携による検視場所等の確保（刑事部）**
 - ・ 自治体と緊密に連携・調整し、検視等の場所や遺体安置所として長期間使用することが可能な施設をあらかじめ複数箇所定めておく。
- **身元不明遺体の引渡しに関する自治体との協力関係の構築（刑事部）**
 - ・ 身元不明遺体や遺族等の事情により引渡しが困難な遺体の取扱い（埋火葬）に関し、被災地と被災地以外の自治体が協力関係をあらかじめ構築しておくよう自治体に働き掛けを行う。

【身元確認の方法】

- **医師会等との連携の強化（刑事部）**
 - ・ 管轄区域内での災害の発生や他都道府県への派遣を想定し、自治体や医師会、歯科医師会等との合同訓練の実施、各種会合の開催等により、連携の強化を図る。
- **遺体の身元確認に資する資料の収集・確保（刑事部）**
 - ・ 指紋、DNA型検査資料、歯牙情報等の資料の重要性に鑑み、多角的な採取方法や収集すべき資料について平素から必要な教養を実施する。行方不明者の家族等に対し、どのような情報が身元確認に資するのか、どのような方法で警察へ情報提供を行うのかなどについて、適切な周知を図る。

第5 行方不明者対策

【行方不明者の捜索】

- **大量の瓦礫や土砂への対策（警備部）**
 - ・ 捜索・救助に当たって、大量の瓦礫や土砂の排除を行うため、重機の操縦資格保有者を計画的に育成する。
- **水没地域における捜索（警務部、警備部、各警察署）**
 - ・ 冠水した地域での捜索を効果的に進めるため、必要に応じて迅速に排水

ポンプを手配できるよう措置しておくとともに、サーフェスドライスーツ、水中ソナー、水中ナイフ、ゴムボート等の装備資機材を整備する。

○ **搜索状況の管理（警備部）**

- ・ 各種システムの確認・検証を行うなど、広範囲にわたる搜索状況の管理に資する取組についての見直しと改善を図る。

【**行方不明者情報の収集・整理**】

○ **行方不明者情報の処理体制の確保（生活安全部、警備部）**

- ・ 行方不明者相談ダイヤルへの対応要員の確保、特別回線の増設、情報管理・データ入力体制の整備について検討する。

第6 治安の維持

【**治安維持機能の回復**】

○ **被災地における犯罪情勢の把握（生活安全部）**

- ・ 被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握するため、情報集約・共有の在り方について検討する。

○ **被災地における広報啓発活動（生活安全部）**

- ・ 被災地における災害に便乗した犯罪や、避難所等におけるトラブルの発生を防止するための広報啓発活動の在り方について検討する。

○ **警戒区域における警戒警備（警備部）**

- ・ 警戒区域の設定を想定した検問・パトロールの実施体制、実施要領等について検討する。
- ・ 自治体に対しては、検問箇所以外の道路から区域内に侵入することを防止するための物理的な措置や、立入許可に係る基準の明確化、許可の有無が検問現場で即座に判断できる標章の配布や照会要領の策定を働き掛ける。

○ **警備業者や防犯ボランティア等との連携（生活安全部）**

- ・ 県警備業協会や警備業事業者、防犯ボランティア等との災害発生時における連携について検討する。

【**災害に便乗した犯罪の取締り等**】

○ **無人となった住宅・店舗、ATM等に対する犯罪への対策（生活安全部、刑事部、各警察署）**

- ・ 警戒・警ら及び検挙活動の実施に向けた迅速な体制確保並びに被災者や金融機関等の防犯意識を高めるための事前広報・啓発について検討する。

○ **災害に便乗した詐欺事件等への対応（刑事部、生活安全部、各警察署）**

- ・ 災害発生時には、災害に便乗した詐欺事件等が発生し、その手口も時間の経過に伴って変遷することから、警察署や関係機関・団体からの情報収集・集約、効果的な取締り、被害防止のための広報啓発活動の進め方について検討する。

○ **流言飛語等への対応（生活安全部、各警察署）**

- ・ 被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語等の流布防止を図るため、多様な媒体を活用した積極的な情報発信を行うなど、効果的な対策を検討する。
- 復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進（刑事部、各警察署）
 - ・ 災害発生時には、暴力団が復旧・復興事業に介入するなど資金獲得活動を展開することが予想されるため、復旧・復興事業の全体像や暴力団の動向に関する情報収集、業界や大規模事業ごとの暴力団排除連絡協議会の設置・活用、自治体の公共事業等における暴力団排除規定の整備を推進する。
- 外国人犯罪組織の動向把握と一般の外国人への情報提供（刑事部、警備部、各警察署）
 - ・ 災害発生直後の外国人犯罪組織の動向把握を徹底するとともに、在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の一環として、関係機関と連携するなどし、一般の外国人が情報を入手しやすい環境づくりを推進する。

【警衛・警護】

- 被災地における警衛・警護の態勢の確保（警備部、情報通信部）
 - ・ 災害発生後、被災地では警衛や警護が頻繁に行われるため、天皇、皇族及び警護対象者の安全確保方策や被災地における警衛・警護態勢の構築について検討する。

【計画停電への対応】

- 犯罪抑止対策（生活安全部）
 - ・ 計画停電や節電が実施された際の地域住民の不安を取り除くために必要な取組を検討する。
- 警察情報システム等業務継続のための電源系統の確認及び見直し（警務部）
 - ・ 警察情報システム等において実施されている業務のうち重要なものについては、システムを構成する全ての機器が非常用電源設備に収容されていることを確認し、必要に応じて電源系統の変更等を検討する。
- 警察通信施設の機能維持のための電源確保（情報通信部）
 - ・ 燃料の提供が優先的に行われるよう、関係事業者との協定・契約の締結を進めるとともに、平素から情報交換・連携を図る。
 - ・ 無線中継所等の機能維持に資する検討・整備を推進する。
 - ・ 電源喪失等を想定した実動訓練等を行う。

第7 被災者の支援

【行政手続の特例】

- 災害発生時における行政手続の特例に関する教養（各種手続を所管する部）
 - ・ 道路交通法（運転免許）、銃砲刀剣類所持等取締法（所持の許可）等に規定された行政手続については、災害発生時に特例が設けられるなどする場合があることから、平素から必要な教養を実施する。

【被災者の生活・心情への配慮】

- 大量の拾得物等の取扱い（警務部、生活安全部、各警察署）
 - ・ 津波等により膨大な量の金庫等の拾得物が発生する可能性があるため、その受理・保管について必要な取組を推進する。
 - ・ 銃砲刀剣類等の禁制品や危険物が流出した場合の措置について検討する。
- 避難所等の訪問を通じた相談受理・防犯指導等（警務部、生活安全部、各警察署）
 - ・ 避難所や仮設住宅を巡回して相談受理、防犯指導等を行うための情報の収集体制の在り方や資機材等の確保について検討する。
- 運転免許証の再交付手続の早期再開等に必要な態勢の整備（交通部、各警察署）
 - ・ 災害発生時に、運転免許証の再交付手続を早期に再開できる態勢の整備を図る。
 - ・ 災害により運転免許試験場や警察署等が被災した場合に、臨時の受付窓口を設置したり、避難所を巡回して申請受付を行ったりするなど、被災者の利便を考慮した措置を講じることができるよう態勢の整備を図る。
- 災害による少年非行等対策（生活安全部、各警察署）
 - ・ 災害の発生に起因する少年の問題行動等の発生を想定し、情報収集等の在り方について検討する。

第8 部隊の派遣

【派遣部隊の招集・出動・移動】

- 派遣部隊の迅速な招集・出動（警務部、警備部、情報通信部）
 - ・ 派遣部隊の招集・出動を迅速に行うための体制を確保し、実戦的訓練を継続するとともに、人事異動直後の発災を想定し、部隊員の指定・編成を速やかに行う。
- 装備資機材の整備、生活必需品の備蓄（警務部、警備部、情報通信部）
 - ・ 中長期にわたる部隊派遣を見据え、必要な装備資機材を計画的に整備し、常時活用することができるよう平素から点検・整備を徹底するとともに、生活必需品の備蓄の拡充を図る。
- 支援物資の調達・搬送（警務部）
 - ・ 災害発生時に警察活動に従事する職員への支援に充てられる生活必需品等物資の調達及び搬送に関し、職員互助会等に対する協力要請を検討する。
- 部隊派遣時の通信機器等の搬送に係る態勢の確保（情報通信部）
 - ・ 通信機器等の搬送手段を確保するため、情報通信部が保有する車両について、緊急自動車としての指定状況の確認・見直しを行うとともに、優先搬送に係る関係機関との協定について、締結状況等の確認・見直しを行う。
 - ・ 交通網の途絶も想定し、警察用航空機、警察用船舶等による搬送について県警察との更なる連携強化を図る。

- ・ 安全性、搬送の効率性等を踏まえ、応急用資機材の保管場所等として適当な場所を確保することができるよう、平素から関係機関・事業者との間で情報交換・連携を図る。

第9 災害に応じた対策

【火山災害対策】

○ 火山防災協議会への参画（警備部、各警察署）

- ・ 火山防災協議会による避難計画が未策定である場合、策定協議に参画して、警察の意見を反映させる。また、火山災害を想定し、関係機関との合同訓練を実施する。

【原子力災害対策】

○ 関係機関との情報共有、住民への情報伝達（警備部）

- ・ 関係機関との情報共有、住民への情報伝達の方法等について、自治体等と連携して具体的要領を検討し、実戦的訓練により検証する。

○ 要配慮者等の避難誘導（警備部）

- ・ 避難行動要支援者等の避難計画を踏まえ、要配慮者等の具体的な避難支援要領について、自治体等と連携して検討し、実戦的訓練により検証する。

○ 個人被ばく線量の管理（警務部、警備部）

- ・ 放射線に被ばくするおそれのある地域において、警察活動に従事する職員の被ばく線量を把握して組織的に管理するため、個人被ばく線量管理資機材の整備を図るとともに、習熟訓練を実施する。

※ （ ）内は、警察本部主管部門等を示す。